

土木学会新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（暫定版）Ver.2

2020.05.25（暫定版）

2020.08.03（暫定版）Ver.2

土木学会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 4 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年 5 月 4 日）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、土木学会の施設（土木会館、図書館、本部・支部オフィス）及び各種行事・イベントにおける新型コロナウイルス感染予防対策として、主催委員会および事務局が配慮、実施すべき基本的事項を整理し示すものである。

特に、本ガイドラインでは、「来館者・参加者の制限」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、講堂・会議室及び執務室の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして、新型コロナウイルス感染拡大防止が長期的に必要であるという視点に立って基本的な感染対策の徹底等について具体的に示すものである。

なお、以下に留意するものとする。

- 本部が所在する東京都においては、緊急事態宣言後もしばらくの間、講演会、委員会の開催については自粛が必要であり、ZOOM 等のオンラインシステムを活用すべきである。
- 各支部においては、本ガイドラインで示す土木会館での講演会や委員会の記述内容を参考とする。
- 本部においては東京都、各支部においては都道府県の状況を熟慮するとともに、各都道府県の指導等に準じるものとする。

ここで、ガイドラインの対象は、役員・委員、行事等スタッフ、事務局職員、行事等参加者など、土木会館に来館する全ての者とする。

1. 一般的共通事項

- マスクを着用する。マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆すること。
- 当館入口等のアルコール消毒液を利用する。

- 発熱や咳などの症状がある場合は来館を控える。(検温を実施してからの来館をお願いする)
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方や、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は、来館を控える。
- 厚生労働省の接触確認アプリ(COCoA)のインストールをお願いする。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

2. 土木会館(講堂、会議室、打合せスペース、喫煙スペース、トイレ)

(1) 講堂における講演会、セミナー等

- 当日受付:(主催者、事務局)
 - ◇ 受付に際しては、最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。
 - ◇ 受付には、ビニールカーテンを設置するなど、飛沫防止に努める。
 - ◇ 受付スタッフは、マスクを着用する。現金を扱う場合、手袋を着用する。
 - ◇ 有料行事において、現金の取扱いをできるだけ減らすため、クレジットカードカード決済等の事前支払いを奨励する。
 - ◇ 参加者、関係者について、氏名及び緊急連絡先の把握に努める。また、検温を実施する。
 - ◇ 参加者、講演会関係者に対して、氏名及び緊急連絡先の情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知する。
- 人数制限:講堂では最大50名前後とする。前後左右の席間を最低1m(できるだけ2mを目安に)開けるものとする。椅子を撤去し、物理的に密な環境を作らない
- 講演等開始前後、休憩時間の「三つの密」を避けるよう事前および開催中にアナウンスする。
- オンラインの活用:ZOOM、YouTube等を活用しオンラインでの配信に努める。
- 座席:原則として指定した席とする(着席できる座席に印をつけるなど)。
- 資料配布:資料・パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置き方式とする。
- 展示物:直接手で触れることができる展示物等は展示しない
- 換気:
 - ◇ 開始前;JR側、外濠公園坂側の窓及び出入口扉を開ける。
 - ◇ 講演会中;出来るだけ外濠公園坂側の窓及び出入口扉を開ける。
 - ◇ 休憩時間:JR側、外濠公園坂側の窓及び出入口扉を開ける。

- ◇ 終了後：JR 側、外濠公園坂側の窓及び出入口扉を 30 分程度開ける。
 - マイク：
 - ◇ 講演、ディスカッションにおいて、マイクを使用する。マイクで発言する際は、出来るだけマスクを着用する。
 - ◇ 講演会等が終了後に使用したマイクは消毒する。
 - マスク：
 - ◇ 聴講者は出来るだけマスクの着用。（熱中症には留意）
 - ◇ 登壇者やスタッフも出来るだけマスクを着用する。
 - イベント後の講堂での交流会、懇親会等の禁止
- (2) 講堂・会議室における委員会等
- 人数制限：各会議室の収容人数の半分を目安とする。
(目安とする人数：A 会議室;18 名、B 会議室;9 名、C 会議室 9 名、D 会議室 9 名、E 会議室 9 名、F 会議室 9 名)
※椅子を撤去し、密な環境を作らない
 - オンラインの活用：遠隔地の委員等に配慮して、出来るだけ ZOOM 等の web 会議を活用する。
 - 席配置：席は、一つ置きとする。
 - 換気：
 - ◇ 会議前後の窓、扉を開ける。
 - ◇ 会議中も出来るだけ換気にする。（1 時間に一回 5 分程度換気する）
 - マスク：出来るだけ、マスクを着用する。特に対面で発言する場合、留意する。
 - マイク：
 - ◇ 講堂、A+B 会議室では、マイクを使用する。
 - ◇ 会議後、使用したマイクの消毒を行う。
 - 会議後の会議室での交流会・懇親会の禁止
 - 会議室備え付けのパソコン等機器類は、使用后消毒する。
- (3) ロビー、打合せスペース
- マスクを着用する。
 - 椅子の数を減らし、三つの密を避ける。
 - 玄関、外濠公園坂側の窓を開けるなど、換気に務める。
 - ソファの座席は一つおきに利用する
 - 扇風機等により、空気を流動させる
- (4) 喫煙スペース
- 三つの密を避ける
 - 喫煙スペースでの会話は最小限とする
- (5) トイレ

- 男子トイレ（小用）は一つおきの利用とする

3. 土木図書館

➤ 受付：

- ◇ 受付に際しては、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。
- ◇ 来館者に検温を実施する。
- ◇ 受付スタッフは、マスクを着用する。
- ◇ 図書館来館者：氏名及び緊急連絡先の把握に努める。
- ◇ 図書館来館者：氏名及び緊急連絡先の情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知する。
- 人数制限：図書館が密にならないよう、状況に応じて入館者を制限する。
- 座席：着席は、2mの間隔をとるよう奨励する。
- 換気：図書館内の換気に努める。

4. 事務室（本部・支部）

- 換気：定期的に窓を開けるなど、換気に努める。
 - ◇ ロビー側の扉は常に開けておく。
- 座席：出来るだけマスク着用
- テレワークも活用する。

5. 土木会館以外での講演会、委員会については、上記の事項を考慮するとともに、外部会場、会議室と「感染防止拡大対策」を密接に調整し、実施するものとする。

6. 関係者に新型コロナウイルスの感染者が確認されたとき

- 感染者が確認された場合には、事業所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、職員等関係者に周知する。
- 会館の消毒等は、保健所の指示に従って実施する。
- 保健所の調査に協力し、感染拡大防止に努める。
- 新型コロナウイルス感染症患者が発生した時の対応について：新宿区保健所保健予防課（TEL03-5273-3862）へ連絡する。

<http://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000291373.pdf>